

2021年3月2日

静岡県中小企業団体中央会  
会長 山内 致雄 様

日本労働組合総連合会静岡県連合会  
(略称：連合静岡)  
会長 中西 清文  
連合静岡中小労働委員会  
委員長 石塚 智昭

## 2021 春季生活闘争に関する要請書

2020年1月から顕在化した「新型コロナウイルス」の感染は、社会・経済環境を変化させ続けており、今では「新しい生活様式」を余儀なくされることが当たり前となっております。さらに、2021年初頭には首都圏を中心に11都府県に2度目の「緊急事態宣言」が発出されましたが、感染拡大収束の目途は依然立たず、経済にも多大な影響を今なお与え続けております。

また、静岡県内においても同様であり、経済への影響も不安定で深刻な状況が続いております。しかしその一方で、影響が少なかったり、回復の兆しを見せたりしている産業や企業も少なくなく、アフターコロナを視野に入れ、経済をどのように活性化させていくのかが非常に重要な課題であります。

こうした状況の中で、連合静岡は、日本の抱える構造課題とコロナ禍によって明らかになった社会の脆弱さを克服し、誰もが安心・安全に働くことができる環境整備と分配構造の転換につながり得る賃上げが必要であり、「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」の実現をめざすべきと考えております。

そのためには、労働力不足が深刻な中において雇用の維持と確保を前提に、労使間の協議を一層重ね、労使で協力し、この国難とも言えるコロナ禍を共に乗り越え、誰もが安心・安全に暮らしていける社会を実現していくため、貴会に対し下記の通り要請をいたします。貴会加盟の企業に対しましても下記要請の周知の程、併せて宜しくお願いいたします。

### 記

#### 1. 定期昇給相当額と年齢別ミニマム額の確保

個別賃金実態調査の集約データ（235組合・96,899人）から策定した、定昇相当額（賃金カーブ維持分）・年齢別ミニマム額（4次回帰・第1十分位数）を最低限維持すべき水準と位置付けて、賃金水準の底上げ・底支えを意識した処遇改善を要請いたします。

#### \* 定期昇給相当額

| 所定内賃金 | 組合数       | 組合員数<br>(所定内賃金) | 定昇相当額(18歳～55歳)<br>(賃金カーブ維持分) |
|-------|-----------|-----------------|------------------------------|
| ・全産業  | 235組合     | 93,249人         | <b>4,683円</b>                |
| ・全規模  | 平均年齢(全年齢) | 平均勤続(全年齢)       | 平均所定内賃金(全年齢)                 |
| ・男女計  | 39.4歳     | 15.5年           | 296,147円                     |

※本年の賃金調査全体では96,899人分のデータ集約となりましたが、定昇相当額の策定に使用する「所定内賃金」までご報告いただいたデータは93,249人分でした。

※定昇相当額は18～55歳の範囲84,931人分で策定しております。

＊年齢別ミニマム額（4次回帰・第1十分位数）

| 年齢  | 金額         | 年齢  | 金額         |
|-----|------------|-----|------------|
| 18歳 | 161,820円以上 | 35歳 | 227,580円以上 |
| 20歳 | 170,640円以上 | 40歳 | 239,190円以上 |
| 25歳 | 192,260円以上 | 45歳 | 246,520円以上 |
| 30歳 | 211,700円以上 | 50歳 | 250,960円以上 |

2. 賃金改定

「経済の自立的成長」をめざすためにも、定期昇給相当分2%の確保を前提に、それぞれの産業ごとに労使で真摯な協議を経た上で、全産業で2%程度の賃上げの実現を要求いたします。

また、企業内で働くすべての労働者の生活の安心・安全と産業の公正基準を担保するため、組合のある企業における企業内最低賃金の協定化も引き続き要請いたします。

3. 法令の順守とワークルールの徹底

いかなる経済情勢下であっても労働基準法をはじめとする各種法令の順守、ワークルールの徹底について、労使で共通の認識を有していることを確認し、実践していくことを要請いたします。

4. 取引の適正化

経済の好循環に向けて、取引引きの各段階において生み出された「付加価値」を適正な取引価格に反映し「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配」を実現するため、「取引の適正化」を要請いたします。加えて、「取引先との共存共栄」や「取引条件のしわ寄せ」防止を目的とした「パートナーシップ構築宣言」への参加推進も併せて要請いたします。

5. 未組織労働者・非正規雇用で働く者の処遇改善

未組織労働者・非正規雇用で働く者の時間給を1,000円以上とするよう引き続き要請いたします。

6. ジェンダー平等・多様性の推進

多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、やりがいを持ってともに働き続けられる職場づくりの推進を要請いたします。

7. 多様化する働き方への対応

有期・短時間契約や派遣で働く者の雇用の安定と均等待遇の実現ならびに、65歳から70歳までの就業機会確保と処遇の在り方など、これから更に多様化する働き方への適切な対応を要請いたします。加えてテレワークやリモート会議などの導入も見据えた上で、更に多様化する職場環境の整備も併せて要請いたします。

以上